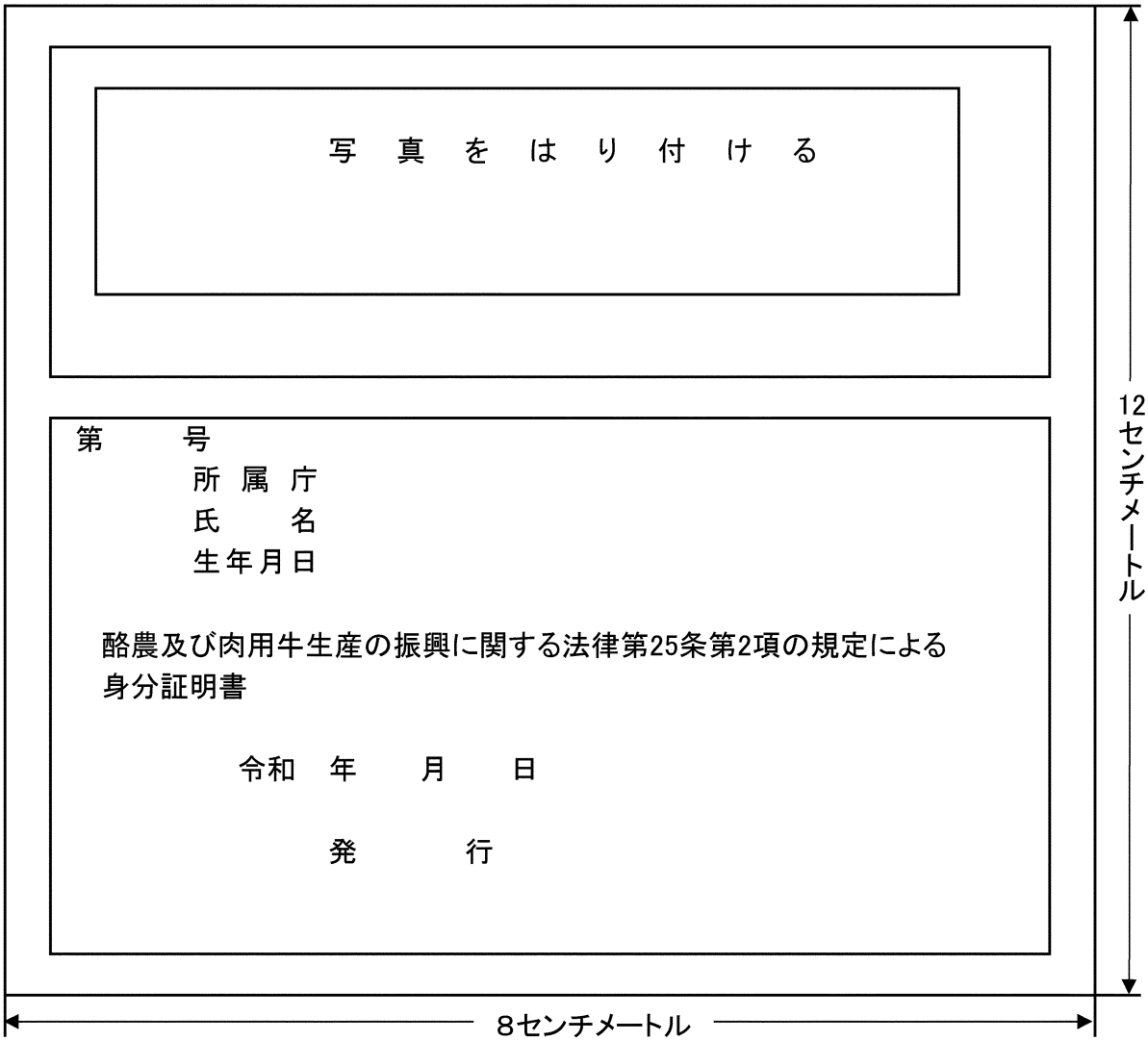
第4号様式（第15条関係）

（表面）



（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「㊞」を削る。

別記第四号様式（表面）を次のように改める。